

障企自発0325第1号
平成25年3月25日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
（公 印 省 略）

盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について

平成25年4月1日から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において、地域生活支援事業の都道府県必須事業（大都市等の特例により、指定都市及び中核市も含む。）となる「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」については、これまで地域生活支援事業の都道府県任意事業として実施されてきた。このため、各都道府県において実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の研修時間、研修内容等の養成カリキュラムについては、統一されたものがないという状況であった。

平成25年4月1日から「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」が地域生活支援事業の都道府県必須事業になることから、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修会で使用する「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」（別紙1）及び「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について」（別紙2）を定めたので、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」を実施する際は、本通知の内容を基本に実施されたい。また、関係団体等への周知について、特段の配慮をお願いしたい。

【必修科目（42時間）】

養成目標	盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、最低限必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	盲ろう者と1対1での外出（買い物・食事などに伴う外出）などの日常生活上の場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。

【選択科目（42時間）】

養成目標	必修科目の研修修了に加えて、盲ろう者向け通訳・介助員の役割・責務などについて理解と知識を深めるとともに、多様なニーズや場面に応じた通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	電車、バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や複数の者が参加する講演会、会議などの場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。

【必修科目（42時間）】

形態	教科名	時間数	目的	内容	特記事項（方法・講師など）
講義	盲ろう者概論	2	盲ろう者の障害の状態や程度、コミュニケーション方法の種類、生活状況等を知り、盲ろう者の現状を理解する。	盲ろう者の人数（全国・各地域） 盲ろうの状態・程度 盲ろうになるまでの経緯 コミュニケーション方法 盲ろう者の地域生活の状況（住居・日中活動・福祉制度）	視聴覚教材などを用い、盲ろう者の全般的な状況について理解できるようにする。
講義 実習	盲ろう疑似体験	2	視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する。	基本的配慮（名前を言う、放置しない、話にあいづちを打つなど）を学ぶための疑似体験	盲ろう疑似体験セット（※）を用いて盲ろう状態を体験するとともに、受講者が基本的配慮を理解できるように討議や助言などの時間を設ける。
講義	視覚・聴覚障害の理解	2	視覚障害や聴覚障害の状態・程度による見え方、聞こえ方の違いを理解し、それぞれに応じた支援の基本姿勢を理解する。	盲ろう障害の発症原因 視覚障害・聴覚障害の状態・程度 見え方・聞こえ方に応じた配慮	視覚障害疑似体験セット（シミュレーションゴーグル・レンズセット（※））、視聴覚教材などを用い、障害の状態と支援の効果を理解できるようにする。
講義	盲ろう者の日常生活とニーズ	2	盲ろう者の日常生活における課題と、その支援方法を理解する。	盲ろう者の生育歴・障害歴 日常生活における困難 必要としている支援	盲ろう者による講演を中心に組み立てる。
講義	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点（注1）	8	盲ろう者とコミュニケーションを取る際の留意点について、コミュニケーション方法（触手話・弱視手話、指点字・ブリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに理解する。	各種コミュニケーションの方法（触手話・弱視手話、指点字・ブリスタ、手書き文字、筆記、音声など）と留意点	地域の盲ろう者のニーズやコミュニケーション方法を踏まえ、地域の実情に合わせたコミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	盲ろうコミュニケーション実習（注1）	14	盲ろう者とのコミュニケーションを方法（触手話・弱視手話、指点字・ブリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに、最低限必要な技術を習得する。	各種コミュニケーションの方法（触手話・弱視手話、指点字・ブリスタ、手書き文字、筆記、音声など）の体験実習	講義「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」の特記事項を踏まえ、盲ろう者とのコミュニケーション体験を中心に組み立てる。
講義	通訳・介助員の心構えと倫理	2	盲ろう者向け通訳・介助員としての盲ろう者への関わり方を理解する。	心構えと倫理（自己決定の尊重、秘密保持など） 対人コミュニケーションの基礎技法（受容・傾聴・共感など）	
講義	盲ろう通訳技術の基本	2	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするため、情報伝達の技術を理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術（通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整）	
実習	移動介助実習 I（注2）	2	基本的な移動介助を安心・安全に行うことができる技術を習得する。	基本姿勢 場面別基本移動介助技術（狭所・段差）	盲ろう者に対する移動介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
実習	通訳・介助実習 I（注2）	4	基本的な通訳・介助の技術を習得する。	移動中の情報提供の方法も含む 場面別基本通訳・介助技術を想定した実習（第三者が介在しない買い物・食事など）	盲ろう者に対する通訳・介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
講義	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	2	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の運用の仕組みやルールについて理解する。	派遣依頼の流れ、報告の方法、トラブル発生時の対応	実施主体の自治体職員、あるいは派遣事業コーディネーターなどの講演を中心に組み立てる。

【選択科目（42時間）】

形態	教科名	時間数	目的	内容	特記事項（方法・講師など）
講義	盲ろう児の教育と支援	2	盲ろう児の教育における課題とその支援方法について理解する。	盲ろう児の現状 盲ろう児の教育方法 盲ろう児に対する通訳・介助方法	特別支援学校教員、盲ろう児の親、支援に関わっている盲ろう者向け通訳・介助員などの講演を中心に組み立てる。
講義	高齢盲ろう者の生活と支援	2	高齢の盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	高齢盲ろう者の現状 高齢盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	介護福祉士、地域包括支援センター職員、支援に関わっている盲ろう者向け通訳・介助員などの講演を中心に組み立てる。
講義	他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援	2	視覚と聴覚以外の障害（運動機能障害、精神障害など）を併せ持つ盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	重複盲ろう者の現状 重複盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	理学療法士、精神保健福祉士などの感覚障害以外に関わる専門職の講演を中心に組み立てる。
講義	盲ろう者福祉制度概論	2	盲ろう者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会資源の状況等を理解する。	障害者総合支援法の仕組み 通訳・介助員派遣事業の実情 盲ろう者団体も含めた地域の社会資源の状況	実施主体の自治体職員、あるいは受託団体役職員、派遣事業コーディネーターなどの講演を中心に組み立てる。
講義 実習	盲ろう通訳技術の実際	2	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするための情報伝達の技術を体験的に理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術（通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整）の実習	ロールプレイなどの体験的手法を用いて実施する。
講義 演習	通訳・介助員のあり方	4	盲ろう者向け通訳・介助員として必要な支援技術を習得するとともに、社会福祉従事者としての盲ろう者向け通訳・介助員の役割を理解する。	盲ろう者の心理や通訳場面に応じた盲ろう者向け通訳・介助員の責務	事例検討の手法を用いて実施する。
講義	盲ろう者の通訳技法と留意点 (注1)	6	盲ろう者へ通訳をする際の留意点について、コミュニケーション方法（触手話・弱視手話、指点字・ブリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに理解する。	各種コミュニケーション別の通訳方法（触手話・弱視手話、指点字・ブリスタ、手書き文字、筆記、音声など）と留意点	地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	盲ろう通訳実習 (注1)	8	盲ろう者への通訳を方法（触手話・弱視手話、指点字・ブリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに、必要な技術を習得する。	各種コミュニケーション方法ごとの通訳（触手話・弱視手話、指点字・ブリスタ、手書き文字、筆記、音声など）の体験実習	盲ろう者への通訳体験を中心に組み立てる。 地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	移動介助実習 II (注2)	8	応用的な移動介助技術を習得する。	場面別応用移動介助技術（エスカレーター、電車・バスなどの公共交通機関の利用）を想定した実習	盲ろう者に対する移動介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
実習	通訳・介助実習 II (注2)	6	応用的な通訳・介助技術を習得する。	場面別応用通訳・介助技術（第三者が介在する買い物、申請、面接、会議などの場面）を想定した実習	盲ろう者に対する通訳・介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
		42			

※別紙2「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項」の「3 研修会で必要な機材について」参照。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について

盲ろう者向け通訳・介助員の養成は、「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム（以下「養成カリキュラム」という。）」に基づき、必修科目 42 時間、選択科目 42 時間、合計 84 時間程度の研修が必要であり、最低でも必修科目 42 時間を実施する必要がある。

しかし、盲ろう者のコミュニケーション方法は、多種多様であり、これらすべてのコミュニケーション方法を盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会（以下「養成研修会」という。）のみで習得するのは、現実的に困難である。また、盲ろう者への通訳・介助は、個々の盲ろう者の障害の程度、障害の受障時期、成育歴等によって、支援ニーズが異なってくる。

このため、養成カリキュラムは、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するに当たって、1 年間で実施しうる時間数、また、必要と考えられる科目、内容を示したものであり、これを基に地域の実情に合った指導内容を編成されたい。

なお、養成研修会開催の際は、下記に留意して、指導内容の編成、受講者の募集、既存の講習会等の活用等を検討されたい。

記

1 指導内容を編成する際の留意事項

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修においては、必修科目の 42 時間と、選択科目の 42 時間、総計 84 時間実施することを推奨する。

必須科目は、盲ろう者とコミュニケーションが取れる、必要最低限の通訳技能を身につける、移動介助ができる（概ね、各地域で実施されている盲ろう者友の会等の交流会での通訳・介助ができる）ようになることを目標として、42 時間の研修を実施をする。

具体的には、必修科目 42 時間を修了した者については、最低限、持ち合わせているコミュニケーション方法（手話、要約筆記、点字等。これら特別な講習が必要な技術を持ち合わせていない者は、手書き文字や音声）を使用し、盲ろう者と日常的なコミュニケーションや通訳ができるようになることを目標に指導内容を編成されたい。

選択科目は、必修科目 42 時間に加え、選択科目の中から、地域の実情に応じた科目を組み入れることとなるが、全ての科目を選択しての実施が推奨される。

なお、養成カリキュラムの教科名に（注1）及び（注2）を付したのものについては、次の点に留意されたい。

【（注1）を付した教科について】

必修科目の「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」及び「盲ろうコミュニケーション実習」、選択科目の「盲ろう者の通訳技法と留意点」及び「盲ろう通訳実習」については、以下の点に留意するとともに、地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択、時間配分等の調整を行うものとする。

① コミュニケーション方法は多種多様に渡ることから、地域のニーズを踏まえた上で

カリキュラムを編成する。(例：派遣依頼件数の多いコミュニケーション方法に重点的に時間を配分するなど。)

- ② 一つのコミュニケーション方法(例：触手話・指点字等など)について、例えば講義1時間、実習2時間といった編成が通例であるが、講義・実習の両方を合わせて1コマで実施することも有効である。
- ③ 多岐に渡るコミュニケーション方法について、コミュニケーション実習を行いながら理解することが望ましいが、時間数の制約等で多種のコミュニケーションを取り上げることによって、通訳・介助員として活動する最低限のコミュニケーション手段すら身につかない場合などは、すべてを実習によるものとせず、概論の時間などで紹介するなどの方法を取る。
- ④ コミュニケーション方法の選択・時間配分等の調整によって、時間を短縮できる場合は、地域の実情に応じて選択科目の中から、より多くの選択科目の研修実施について検討されたい。

【(注2)を付した教科について】

- ① 必修、選択科目に共通する「移動介助実習」及び「通訳・介助実習」は、通訳・介助の実践を踏まえたものであり、相互に密接に関連することから、それぞれの時間配分については、地域の実情に応じて検討されたいが、両科目を組み入れることを推奨する。
- ② 派遣事業登録盲ろう者との交流を図るプログラムの実施を積極的に行うこと(指導内容の一部として、盲ろう者友の会主催の定例の交流会への出席を盛り込むなど、実際に盲ろう者と触れ合う機会を取り入れること)も検討されたい。
- ③ 講師については、養成カリキュラムの特記事項にない限り、盲ろう者や通訳・介助員、受託団体職員などが、内容や地域の実情などを踏まえて担当する。講師の選定にあたっては、国立障害者リハビリテーションセンター学院主催「盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成研修会」(旧「盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」)、社会福祉法人全国盲ろう者協会主催「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」(厚生労働省委託事業)の研修修了者の活用も検討されたい。

2 受講者募集及び既存の講習会等の活用について

受講者募集に当たっては、その地域での通訳・介助員の充足度によるが、一般的にはその数は不足していることを考慮すると、特段の条件(例：手話通訳、要約筆記、点訳等の経験、ガイドヘルパー有資格者など)を設けずに、広く募集することを推奨する。

この場合、既存の手話講習会、要約筆記講習会、点訳講習会、ガイドヘルパー養成研修会等を並行して(またはその後)活用することも望ましい。

一方で、手話の習得には相当の時間を要すること、手話通訳ができるようになるには更に時間を要する(手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について(平成10年7月24日障企第63号障害保健福祉部企画課長通知)では、手話奉仕員の養成に80時間、

手話通訳者の養成に90時間となっている)ことから、これらの養成研修会の修了者を対象に募集することは、手話の技能はもちろん、手話をコミュニケーション手段とする盲ろう者理解の面でも有効であると考えます。また、要約筆記奉仕員、要約筆記者の各養成研修会の修了者、点訳経験者などにも、対象者の理解においては同様のことがいえる。

そのような場合は、受講者の有する知識・経験等に応じて、手話コース、点字コースに分けるなどの方策も有効であると考えます。また、年ごとに内容を変えて(例：手話コースと点字コースを隔年で設けるなど)実施すること等も検討されたい。

3 研修会で必要な機材について

用具・器具		目的
視覚障害疑似体験セット (シミュレーションゴーグル・レンズセット)		屈折異常、白濁、視野狭窄などを人工的に再現する視覚障害体験用シミュレーションレンズを、専用のゴーグルに取り付けて装着する
疑似体験セット	アイマスク	見えない状態にするために装着する
	ティッシュペーパー	衛生を保つため、アイマスクの下に挟む
	携帯型音楽プレイヤー (MP3プレイヤー)	聞こえない状態にするため、ホワイトノイズ音を発生させる
	ヘッドホン	聞こえない状態にするため、ヘッドホンを通してノイズ音を聞く
	耳栓	聞こえない状態にするため、また、聴覚をノイズ音から保護するために装着する

4 養成研修会における受講者向けテキストについて

現時点で入手可能な養成研修会における受講者向けのテキストとしては、以下が挙げられるので参考にされたい。

- 『盲ろう者への通訳・介助―「光」と「音」を伝えるための方法と技術』
全国盲ろう者協会編著 [平成20年(2008) 読書工房]
- 『盲ろう者の移動介助―盲ろう者にとっての安心・安全な移動介助方法とは』
前田晃秀著 [平成20年(2008) 東京盲ろう者友の会]
- 『知ってください 盲ろうについて』
東京盲ろう者友の会編 [平成22年(2010)]
- 『指点字ガイドブック～盲ろう者ところをつなぐ』
東京盲ろう者友の会編著 [平成24年(2012) 読書工房]